

職長・安全衛生責任者教育のご案内

職長は職場内で他の労働者を直接指導又は監督する人を指し、事業場によって、監督、班長、リーダー、作業長など様々な名称で呼ばれています。労働安全衛生法第60条では、事業者は新たに職務に就くこととなった職長に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

令和5年4月1日から従来の業種に加え、すべての食料品製造業、出版業及び印刷物加工業でも職長等に対する安全衛生教育が義務づけられました。この機会に受講を検討いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日時及び会場

日	時	会場
2月18日(火)	9:00~17:30	青森総合流通団地共同会館 (青森市野木野尻 37-498)
2月19日(水)	9:00~16:40	

(遅刻、欠席等受講時間が不足すると修了できません。)

2. 費用(税込)

一般	21,010円(受講料 19,360円、テキスト代 1,650円)
協会員	16,610円(受講料 14,960円、テキスト代 1,650円)

3. 申込方法：電話等で予約の上、2週間以内に

①申込書(本書裏面)を **FAX、郵送、メール添付** のいずれかの方法でご提出願います。

②費用を **銀行振込、現金書留、窓口支払** のいずれかの方法でお支払いください。

・銀行振込希望の方は、ご予約時に当協会HP上で振込先をご案内いたします。

※受講当日の会場でのお支払いはできません。

4. 締切：令和7年2月7日(金)

5. その他
- ・申込書と費用のお支払いを確認した後、領収書付きの受講票を送付いたします。
 - ・2週間を過ぎた受講予約は取り消しさせていただきますので、ご了承ください。
 - ・キャンセルは土・日・祝日を除く講習3日前まで、お電話にて受け付けます。
 - ・修了者には修了証を交付します。

申込み、問合せ先 **一般社団法人 青森地区労働基準協会**

〒 030-0811 青森市青柳2-2-6

MAIL kousyuu@aorouki.com

HP <https://aorouki.com>

TEL 017(723)1755

FAX 017(723)5741



